

京都市告示第20号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、社団法人京都市観光協会を京都市公金収納受託者とし、元離宮二条城の入城料及び観覧料などの徴収事務を委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

(元離宮二条城事務所)